

明治5年前後の井上毅

星原大輔*

はじめに

明治期の政治、外交、教育行政、社会思想等、さまざまな分野において、井上毅は数え切れない程の足跡を残した。その井上の橋頭堡が明治5年から翌6年までの渡欧であることは、誰しもが首肯するところであろう。梧陰[1996: 53]には、

先生（補註：井上毅、以下引用文中のかっこ内は筆者による）の欧州視察は、僅かに一年の短日月に過ぎなかったが、東西の学識を有し、且つ事物の観察に一隻眼を具せられた先生に取りては、此の短日月の歴遊も、他の長年月を要すべき収穫を以て帰朝された

と記されている。

「短日月の歴遊」とあるが、その期間は明治5年9月14日から翌6年9月6日までであり、一年にも満たない。しかし、この滞欧期における井上の活動の詳細については、先行研究に譲りたいが〔木野1995: 48-49、森川2003: 31-82など〕、フランスやドイツなどにおける講究や経験が、彼の学問、思想、識見に多大な進境を与えたのである。ところで欧州で新たに得た知見によって、井上の見解や思考などはどう変化したのであろうか。あるいは確信をより深めたも

のもあるのではないか。それらを考察するためには、渡欧以前の井上の実態を明らかにする必要がある。

渡欧以前の井上については、坂井 [1983: 3-59]、木野 [1995: 3-57]、森川 [2003: 5-29] などの先行研究によって、その就学履歴や読書時歴などがかなり明らかにされ、彼の思想遍歴等の検討が進んでいる。しかし渡欧後の井上に関する研究に比すれば、やはり渡欧以前の研究は少ない。何となれば、明治初年の井上の関連史料が殆ど発掘されていないからである。

筆者はこうした問題意識を持ち、これまで史料調査で見出した井上の史料を紹介してきた。すなわち明治5年6月24日付克庵宛井上毅書翰、同年9月9日付早川助作宛井上毅書翰〔星原2007〕と、同7年12月付司法卿大木喬任宛意見書である〔星原2008〕。

本論では、その後見出した新史料の概要を紹介し、これまで不明瞭であった井上の一側面を明らかにしたい。なお、引用する史料は、筆者が旧字体を常用体に改め、適宜句読点を施した。

1. 明治4年9月8日付、木下小太郎・木下助之允・木下信十郎宛書翰

井上は維新後、明治3（1870）年9月20日、

*早稲田大学社会科学総合学術院 助手

韃村書屋同門の岡松甕谷の推挙によって、開成学校南校小舎長に任じられ、官途の道を歩み始める。ついで12月には中舎長となるが、南校における混乱の機に、井上は翌年2月1日付で依頼免職となった。その後、井上は明治4年夏以降、横浜でフランス語の「舌学演習」に励んでいたという⁽¹⁾。おそらくその頃であろうと思われる書翰が、玉名市立歴史博物館こころピア所蔵「木下家文書」に残されている。明治4年9月8日付、木下小太郎・木下助之允・木下信十郎宛書翰⁽²⁾である。なお同書翰は、「毅」ではなく、「多久馬」の名義で発翰されている。

内容に言及する前に、宛名の人物の経歴を簡単に紹介しておきたい。まず木下小太郎・木下助之允は、井上の師である木下韃村の弟である。前者は名を真弘といい、号は梅里である。文政6（1823）年に菊池郡今村に生まれ、明治30（1897）年2月に東京で没した[下田 1925: 109-110]。井上は在塾期に、この梅里からも訓導を受けている[木野 1980: 38]。後者は後に助之と改名している。文化11（1814）年、菊池郡今村に生まれ、明治32（1899）年1月に没した。当該書翰中に触れているが、助之は明治3年に唐津藩から招請されて、政務顧問として藩政改革に当たっていた[木戸 1891: 453-454]。そして木下信十郎は韃村の嫡子であり、後に重三と改名している。なお井上は、後年、韃村の娘である鶴子を後妻に迎えており、信十郎は義兄となる。以上から、当該書翰は九州にいた3人に宛てて発翰されたと推定される。

さてその概要を紹介していこう。冒頭に「横浜ニ而碌々頑健消光仕候」とあり、井上がこの時既に横浜に滞在していたことが判る。

以下、井上による当時の政治状況の分析が展開されている。同年7月14日に廃藩置県が断行



明治4年9月8日付の書翰

されているが、井上はこれを「誠ニ好機会を得、丈夫ニ成功と相見へ申候」と評価する。そして当時の中央政府は

木（木戸孝允）隈（大隈重信）全権と相見へ、西（西郷隆盛）ハ改革の楯と云、板（板垣退助）ハ尤木畏と懇切之儀、其它諸省長官議長長を始として、大抵長肥の人にて棧敷ハ取切申候

と、旧長州藩と旧肥前藩出身の「人才」によって、諸政策が遂行されていると観察している。

しかし、今後「門閥を破り人才を取る」ようになるのであれば、以下のような問題が生じると予測している。すなわち「青雲之志」を抱く「洋行生五百人、都下書生三千人」、そして「開化の進むに従って「奮発」する「諸藩士の子弟」らを始め「士族百万中、七分ハ商人となり、三分ハ書生となり、帰農」する者などは「一人」もいないであろう。その結果、5年後には「^{ゴツロゴ}才の抵触」が起り「洛党蜀党の患」⁽³⁾が生じるようになるであろう、「今日已ニ隠然其ノ朕兆」が見えている。したがって、早急に「撰挙之規則を」設けて「禍を未発に消するの工夫」を為すべきである、と。井上は帰朝後の明治7年4月に「官吏改革意見」を提出しているが、この中でも戊辰以来「進路大抵党援ト請謁」に

よって人材登用がなされているため、このままでは機会を得られない「才俊ノ士」が「辺隅ヲ嘯聚シテ以テ不平ヲ漏」らす「禍機」を生じかねないとして、「選挙ノ法」を早急に確立するよう建言している[井上 1966: 16]。

これらは、井上自身が薩長土肥という藩閥出身ではないことも加味すべきであろうが、井上が人材登用の重要性、党派対立への危機意識をかなり早い時期から有していたことは注目すべきであろう。なお井上はその後、官吏任用制度の確立に深く関与している[坂本2003]。

もう一つ、井上が憂慮していたのが「外国と出入の会計」であった。「朝廷、草創巨事易簡、旧幕繁冗の比にならず」であったが、廃藩置県によって「各藩」の収入がすべて大蔵省に一括して入るようになり「内国の会計ハ決して不足之患」はない。しかし「我レの産物を輸出して銀貨を交収し、我レの所有をし而、外国と相平均し、世界一般の融通と同一流ならしむるを得て、始て真の交易に至るべき」であるのに、「現今銀貨入らざる」ばかりではなく、銀貨の流出が夥しいと指摘する。井上はその原因として、①「旧幕以来の借債」や「此節鉄路製造ニ付キ英国に借るもの五百万両」による「借金の利息」、②「洋風を」貴ぶようになったための「輸出品」の超過、③「洋行生の旅費」や「学費」、④「我レの内地にて」日用費としてほとんど用いられない「洋人雇ヒ入レの給料」、⑤「飛脚船の賃」を列挙している。その結果、「年々外に出るもの大数三百万に近くとも二百万に下ら」ず、いま所有する銀貨が「一万々両に過」ぎないわが国は「幾十年ニして全く尽く是が為に毛髮竦然」となるであろう、と井上は憂いている。

なぜ井上は、銀貨の寡少をここまで恐れている

たのであろうか。それは西欧列強による経済侵略のきっかけとなり、ひいては国家の存亡に繋がりがねないと考えていたからである。

外国と交る治乱共ニ銀無るべからず、銀多きものハ多々錢善く買^{アキナ}ふ毎^{ツホ}に商易の利を占め、銀少きものハ是が使役せらざるを得ず、銀多きものハ増て器械多く、銀少きものハ之レに反す、銀多きものハ、勝ち銀少きものハ敗る、銀多きものハ人に物を仮して其證文を持ち、其物品高用なれハ求所、自己の意に任するものと均し、銀少きものハ居常負債あるものと同じ、物品高用なるごとに人に仮らざるを得ず、仮るもの、弊へハ地を割かざることを得ず、地を割て足らず国を挙て奴隷たらざることを得ず、

井上はこの点について、木下らの見解を尋ねるとともに、「長崎兵庫の輸出入等」の調査をも依頼している。

井上は幕末時から経済問題にも強い関心を寄せており⁽⁴⁾、明治元年の「北征日記」や「随筆」などにも、当時の経済事情の動向が記されている。翌年、鎌田平十郎、神山讓、荒尾金吾に宛てた書翰でも「兩三年間会計事件ニ付て天下ニ必一大論争を生ずへし」と記している⁽⁵⁾。井上が明治初期から経済問題にも配意していたことは、井上の政治思想を考察する上で、注目すべき点であろう。

2. 明治5年9月25日付、津田・早川助作・増田長雄・志方仙太・木下小太郎・木下助之允・草野宛書翰

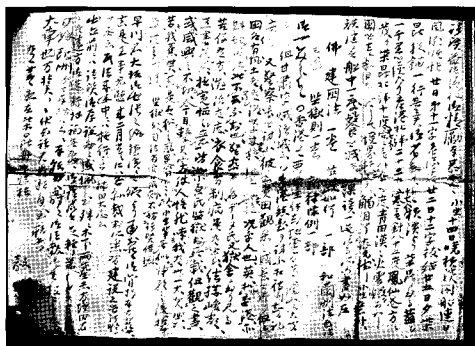
明治5年9月14日、井上は河野敏謙、岸良兼養、鶴田皓、川路利良、名村泰蔵、沼間守一らと共に、横浜を解纜した[井上 1975: 333]。この日からマルセーユに到着するまでの日記が梧陰文庫に残されており、「渡欧日記」として翻

刻されている〔井上1975: 333-342〕。井上は日記に、航海の途中で寄航した先々の都市の様子や感想などを書き記していた。と同時に、郷里の人々にもそれを書き伝えていたようである。その書翰3通が現在、玉名市立歴史博物館ころピア所蔵「木下家文書」と熊本県立図書館所蔵「木下文書」に所収されている。以下、日付順に紹介していきたい。

まず「木下家文書」の書翰であるが⁽⁶⁾、これは一枚の洋紙の表裏に、明治5年9月25日付の本文に続いて、明治5年10月7日付の追書が、ペン書きで記されている。また同書翰は、封筒に入れられた状態で現存しているが、封筒に記されている差出は「マルセーユの井上毅」で、宛先は「東京府の木下助之・志方仙太」となっている。したがって航海中ではなく、フランスに到着して投函したことが判る。

まず明治5年9月25日付の書翰である。宛先は苗字だけが記されており、このうち早川助作・志方仙太・木下小太郎・木下助之允・増田長雄は特定できるが、津田⁽⁷⁾・草野については現在のところ不明瞭である。

まず宛先人の経歴に言及しよう。木下小太郎、木下助之允については前項でも触れたが、前者は廃藩置県後に正院下の内閣修史局に任じ



明治5年9月25日付の書翰

られ〔下田 1925: 109〕、後者は明治5年7月に東京府八等出仕に補されている〔木戸 1891: 453〕。したがって当時、兩人とも東京に住していた。

早川助作は天保8（1837）年に生まれ、井上と同じ安政4年に讎村書屋に入塾している〔木野 1980: 53〕。維新後、玉名郡代、芦北郡代を経て、明治3年には熊本藩少参事となって藩政改革に従事した。ついで中央政府に仕官しており、この時は司法少判事であった〔国立〕。なお当該書翰に「早川君大坂御出張之趣横浜ニ而、卿（江藤新平）より承知仕候」とあるように、同年10月、司法省三等出仕樺山資綱、司法大丞島本伸道と共に、裁判所開設のため関西に派遣され、後に京都裁判所所長に就任している〔的野 1914: 71〕。志方仙太の経歴は、残念ながら、不詳である。

以下、本文の内容を紹介していこう。井上はまず、9月14日に横浜を発船し、同月25日にサイゴンに到着した旨を記した上で、「国を去ル数日ならずして境界頓ニ異、觸目可_レ驚」と、渡航中の感慨を伝えている。また「意外ニ頑健ニ而船中一度も餐を減せず」ともあり、井上は船旅を全く苦にできなかったようである。

この書翰によると、井上は11日間の航海中に、以下の書籍を読んでいたことが判る。すなわち①『仏建国法』1巻、②『英政如何』1部、③『和蘭州法邑法』3巻、④『監獄則』1巻、⑤『新律條例』1部である。井上が船中においても欧州視察の準備に余念がなかったことが窺われ、非常に興味深い。①は、香川大学図書館所蔵「神原文庫」に、明治3年秋に成った、箕作麟祥訳『仏蘭西法律書建國法』の稿本が所収されているが⁽⁸⁾、おそらく井上の所持本は、これと同じものであったと思われる。②は、明

治元年、鈴木唯一がイギリスの法学者の著書“*How we are Governed*”を翻訳し刊行したものである[明治1955:12]。③は、同4年、神田孝平が翻訳し、文部省が刊行した『和蘭州法』『和蘭邑法』の2冊であろう[吉野1928:615]。④は、同5年12月29日に各府藩県に頒布された監獄則および監獄図式であろう。これは小原重哉によって起草されたものであるが、この監獄則が成案し、太政官に進奏されたのは、明治5年3月であった[内閣1980:105]。当該書翰中に「監獄則、司法省近日成刻」とあるように、まだ一般には流布していなかったが、司法官僚であった井上は頒布前にこれを入手することができ、熟読していたのである。なお香港の監獄を視察した井上が「皆如、小原氏監獄則ノ所、載」と記しているが、小原は外国監獄調査のため、イギリスの植民地であった香港やシンガポールを視察していた。⑤は、同6年6月13日に公布され、7月10日に施行された改定律例の草案である[藤田2001:193-249]。改定律例の編纂は明法寮で行なわれ、5年8月に第一次草案が進奏され、10月13日に再校草案が進呈されている[藤田2001:196-214,251-267]。したがって当該書翰中にある「新律條例」は、第一次草案の写しである可能性が高い。井上は8月19日に明法大属に任じられているので[木野1995:457]、これを入手できたのではないと思われる。なお、これに該当する史料は『梧陰文庫総目録』には見当たらない。

さて同書翰には、香港の様子が記されているが、文章は前述した「渡欧日記」とほぼ同じ表現である。しかし同書翰にしか記されていない興味深い記述がある。

井上は香港で裁判所と監獄を訪れ、その様子

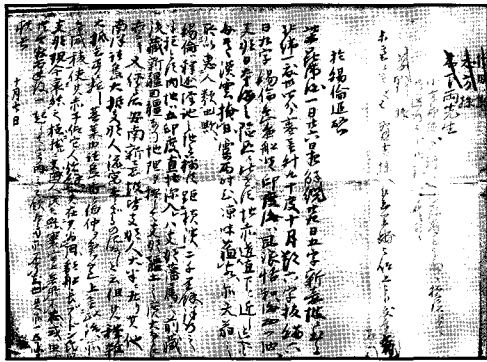
を「今其実を目撃して憮然として我レニ此ノ一大欠典ある事を嘆せしむ」と「渡欧日記」に書き残しているが[梧陰1975:335]、書翰ではつづけて、「若^キ我旧貫^ニ、真是夷狄之風、暴虐之政、小生輩無^レ似、帰朝之後、誓当^レ従^フ事^ニ此件^ニ」という所懐が表明されている。井上は帰朝後の明治7年8月、『治罪法備攷』上編第1巻を刊行しているが、その序文で、わが国の当時の「監獄ノ法」を「明カニ蛮野ノ徴」とであると厳しく批判している[井上1969:111-112]。すなわち彼が上記書籍を刊行した背景の一つには、この香港での体験があったのである。

なお同書翰には「来二月（明治6年2月）までにハ各県裁判所悉皆建設之筈河野少丞云、民法来年中ニハ施行之筈楠田大丞云」という記述も見られる。同5年4月25日に司法卿に就任した江藤新平が、司法権を確立すべく、司法改革を推し進めたことは周知の通りであるが、この文章からもその様子が窺知できよう。

さて同書翰には、本文に引き続いて、セイロンで書き記した同年10月7日付の追書が記されている。9月25日にサイゴンに到着した井上は翌日、ここでも裁判所と監獄を視察し、夜に同地を離れた。そして途中シンガポールに寄航し、10月7日、セイロンに到着した[梧陰1975:337-8]。

ここまでの航海を通して井上が痛感したのは、清朝領の広大さと、在外華人の多さであったらしい。「渡欧日記」にも同趣旨の記述が見られるが、同書翰中には

内地ハ五印度、直北深入レハ支那藩属之前蔵後蔵新疆回疆なり、地理ヲ按して支那疆土之広大なるに驚キ、又経る所安南新嘉坡皆支那人大半ニ居り、其他南洋諸島大抵支那人流寓在らざるの所なしと云



明治5年10月7日付の追書

とある。これまで書籍などを通して、井上は中国、つまり清朝という国家を理解していたつもりであったが、実際に国外に足を踏み出して、その存在の大きさを改めて感じたのであろう。しかしその一方で、「上無政治、亦無威稜、使其赤子仰、他人炊余、奚在其為レ国」と、清朝の凋落をも実感していたようである。

井上らは翌8日にセイロンを発して、ヨーロッパへと向かった〔梧陰 1975: 339〕。

3. 明治5年10月28日付、木下助之・木下小太郎・早川助作・増田長雄・志方仙太・草野・白木為直宛書翰

約1ヶ月の船旅を経て、井上らは10月28日にフランスのマルセーユに到着した〔井上1975: 341〕。この日、同行の松本白華が「旅館之壯大綺麗、仙居ニ入ルニ似タリ」⁽⁹⁾と評したグランドホテルに投宿した井上は、早速筆を執り、木下助之らに宛て書翰を認めている。その書翰が現在、熊本県立図書館蔵「木下文庫」に所収されている⁽¹⁰⁾。

本節も概要紹介の前に、宛先にある初出の白木為直の経歴に触れておきたい。白木は天保3

年(1833)年に生まれ、明治20(1887)年に没している。維新後は熊本県小参事、飾磨県権参事を歴任し、西南戦争後には殖産興業を目的とした力食社の設立に尽力した。なお井上は、彼の墓碑銘を起草している〔木野 1982: 43-48〕。

さて同書翰では、井上はまず「小生行李無恙今廿八日佛国馬耳塞着港、内港旅店投宿、二三日休息、直ニ巴里発行可仕筈ニ御坐候」と、ヨーロッパに無事に到着したことを伝えた上で、マルセーユの様子を「本港万樓如林、士女如雲、心目俱驚」と書き送っている。井上もマルセーユの壮麗さには目を奪われたようである。

さて当該書翰では、本文に続いて、5ヶ条に亘って、井上の西欧に関する見解が示されている。これらは、「着即下百事勿々、いまた新聞事件も無之」とあるように、井上はまだ西欧の学問や文化文明に直接触れる前のものであり、大変貴重である。以下、順に紹介していこう。

第一項で、西洋と中国、すなわち東洋の国家のあり方の違いについて、以下のように述べている。

西洋法教ありて後に国体あり、故ニ国体嚴ニして諸法教疎なり、支那国体ありて後ニ法教あり、故ニ法教正しくして国体未至

井上は「儒教ヲ存ス」中で、「治具、民法、農工、百般ハ之ヲ西洋ニ取り、支那ノ衰風ヲ刪」って、「倫理名教ノ事」は「古典国籍」「儒教」を「令典ニ著シ、学校普通ノ教」とすべきであると論じている〔井上1969: 500〕。これはこうした国家観、文明観に基づいていたのであろう。

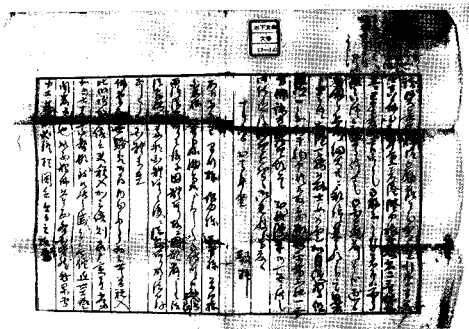
第二項で、当時のフランスの近況を、以下のように説明している。フランスは「近世騒乱」が内外で続いているが、ナポレオン3世の治世

には「税入比旧増加三倍」になったという。なぜなら「近世工芸開発之力」によって、「民戸実産」が「六七十倍」になったからである。ただしこれは、フランスだけではなく、西欧各国に当てはまることである、と井上は分析している。こうして西洋にはまず「富」があって、「政」が行なわれ、「兵仗」が整えられている。これが西欧列強の興隆の由来であると、井上は考えたらしい。それ故第三項で、「我果専力工芸、未必終於困乏今日之極焉（中略）必先専力於富国矣、人々皆工則人々皆兵之意也」と述べている。

しかし第四項で、井上は「開化已早」「国有余質」「兵練器利」で及ばない西洋に、日本は「革旧新就新日夕経営」でも並び立つことはできないかもしれないが、西洋は「富強」に慣れ、やや「宴安奢靡之弊」があるとする。その故に

夫彼惰我勤、彼奢我儉、此古今興廢之機、普魯社之所以創業也、而今旧弊未革、新政未举、百事未就緒、然好事之徒先取彼宴安奢靡以為模^範、真不知本者、現今是屈辱之極

と論じている。井上はこの後すぐ、パリでビュフラン著『奢是吾敵論』と出会い感銘を受け、明治18年に訳本を刊行した。それは「行文遒麗



明治5年10月28日付の書翰

ニシテ間々警語アルヲ愛シ」だからであるという[井上 1969: 530-570]。しかし上記の記述を推せば、同書の趣旨が井上の意に合ったのである。

そして第五項で、船中で読破した『和蘭州法』『和蘭邑法』によって得た知見を記した上で、「各国大抵相全、州邑之法不建、独裁之弊不可革矣」と述べている。井上はパリでの講義と翻訳作業が一段落したのち、ベルリン視察に赴き、ついで仏国の地方制度見学のために南仏地方に出張しているが[木野1995: 77]、こうした知見を確認する意味もあったのではないだろうか。

おわりに

以上、新史料である書翰3通の概略を紹介した。井上は生前、手元にあった数多の史料を自らの手で分類整理し、家族に秘匿を遺言していた。それらは現在、国学院大学所属図書館に永久寄贈され、「梧陰文庫」として研究に資されている。しかし当然のことながら、井上が発信した書翰、書類などの大部分は「梧陰文庫」に収まっていない。それ故、全国の研究機関、大学図書館、公文書館などに所蔵されている史料群に、井上名義の史料がしばしば散見される。

したがって、井上の実像をより鮮明にし、さらに彼の業績や思想を評価しようと試みるならば、こうした史料をも含めた分析を心がけなければならない。今後も新たな史料の収集に努め、明治初年の井上について考察を深めていきたい。

[投稿受理日2008.09.27 / 掲載決定日2008.11.27]

注

- (1) 井上毅書翰, 田中賢道宛, 明治5年3月17日付 [井上1977:289]。
- (2) 目録番号「木下家文書4-523」。
- (3) 中国北宋の中期神宗代から末期徽宗代にかけて政治的な争い, すなわち「新法・旧法の争い」が起こっている。熙寧2(1069)年から王安石によって新法と呼ばれる諸改革, いわゆる「熙豊の改革」が行われたが, これらの改革を批判する者も多く, その人々は「旧法党」と総称され, その代表格の一人が司馬光であった。しかしその後, 王安石は政界から引退し, 新法は廃止されるが, それに代わる方策を打ち出せないうちに, 司馬光が死去する。そのため, 旧法派は, 程顥・程頤兄弟の「洛党」, 蘇軾・蘇轍兄弟の「蜀党」, それに河北出身者による「朔党」と内部分裂してしまう。その結果, 大きな政治的混乱を生み, 北宋の滅亡へと繋がった[周藤2004:218-332]。
- (4) 幕末に執筆した「交易論」を参照。ここで井上は, 交易の害を検討し, 容易に開国すべきではないと論じている[井上1969:14-25]。
- (5) 井上毅書翰, 明治5年8月付, 鎌田平十郎, 神山讓, 荒尾金吾宛[井上1971:378-380]。
- (6) 目録番号「木下家文書4-446」。
- (7) 最も可能性が高いのは津田山三郎(文政6~明治16)であるが, 残念ながら確証を得られない。後考を俟ちたい。
- (8) 同書には, 外務省考法局の蔵書印が捺印してある[神原1964:78]。
- (9) 松本白華「航海録」10月28日条[北川1970:7-8]。
- (10) 目録番号「木下文庫17-141」。

参考文献

- 井上毅伝記編纂委員会編1966『井上毅伝』史料篇第1, 国学院大学図書館, 626頁。
 —1969『井上毅伝』史料篇第3, 国学院大学図書館, 735頁。
 —1971『井上毅伝』史料篇第4, 国学院大学図書館, 709頁。
 —1975『井上毅伝』史料篇第5, 国学院大学図書館, 765頁。
 —1977『井上毅伝』史料篇第6, 国学院大学図書館, 483頁。
 神原文庫蔵書目録編集委員会編輯1964『神原文庫分

- 類』風間書房, 229+44+15頁。
 北川伸三1970「松本白華航海録(抄)」(二), 『郷土と文化』16, 1-26頁。
 木戸照陽編1891『日本帝国国会議員正伝』田中宋栄堂, 612頁。
 木野主計1980「木下樺村書屋門生名籍 - 木下犀潭塾門人帖について - 1 -」『神道学』107号, 神道学会, 29-58頁。
 —1982「同上 - 6 -」『神道学』114号, 神道学会, 40-50頁。
 —1995『井上毅研究』続群書類従完成会, 500+8頁。
 梧陰文庫研究会編1996『井上毅先生伝:古城貞吉稿』木鐸社, 493頁。
 国立公文書館内閣文庫蔵『任解日録』
 坂井雄吉1983『井上毅と明治国家』東京大学出版会, 307頁。
 坂本一登2003「井上毅と官吏任用制度」, 国学院大学法学会『国学院法学』40(4), 国学院大学法学会, 333-374頁。
 下田曲水編1925『近代肥後人物史』上巻, 稲本報徳舎, 468頁。
 周藤吉之, 中嶋敏2004『五代と宋の興亡』講談社, 509頁。
 内閣記録局編1980『法規分類大全』第57巻, 原書房, 562+8頁。
 藤田弘道2001『新律綱領・改定律例編纂史』慶応義塾大学出版会, 448頁。
 星原大輔2007「明治初年の井上毅—伊東氏所蔵の新史料紹介—」早稲田大学日本地域文化研究所編『肥後の歴史と文化』所収, 行人社, 99-137頁。
 —2008「明治初年における井上毅の憲法制定構想—明治7年12月の憲法制定意見書を手がかりとして—」早稲田大学院社会科学研究所『社学研論集』12号 早稲田大学社会科学研究所, 59-74頁。
 野の野半介1914『江藤南白』下, 南白顕彰会, 672+154+16頁。
 明治文化研究会編1955『明治文化全集』第3巻, 日本評論新社, 52+574頁。
 森川潤2003『井上毅のドイツ化構想』雄松堂, 196+20頁。
 吉野作造編輯担当代表1928『明治文化全集』第4巻, 日本評論社, 28+622頁。